

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

I はじめに

令和7年6月4日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第63号。以下「改正法」という。)が成立し、同月11日に公布された¹。

改正法は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法²の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるものである。

具体的には、

- 顧客等からの著しい迷惑行為等であるカスタマーハラスメントの防止のため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けること、
- 就職活動中の学生をはじめとする求職者等へのセクシュアルハラスメント防止のため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けること、
- 何人も職場におけるハラスメントを行ってはならないということを法文上明確にした上で、社会においてそうした規範意識が醸成さ

れるよう、国が周知・啓発に取り組む旨の規定を設けること、

- 女性活躍推進法の有効期限を10年間延長するとともに、常時雇用する労働者の数が101人以上の事業主の情報公表義務を強化すること、
- 事業主に対して職場における治療と仕事の両立を促進するための必要な措置を講じる努力義務を課すこと

を内容とするものである。

本稿では、本法の改正の背景と経緯、内容等を中心に、その概要を紹介することとしたい。

II 改正法の背景と経緯

1 有識者検討会の開催及び労働政策審議会での議論

厚生労働省では、令和6年2月から8月にかけて、有識者で構成される「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催した。検討会においては、法律や社会経済、メンタルヘルスや女性の健康を含む就業上の課題等に関して知見を有する有識

¹ 本法の条文等については、厚生労働省のホームページ〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html〉を参照されたい。

² 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）